

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

令和6年5月16日

香川県知事 殿



協議者 住所 京都府京都市南区東九条室町23番地  
 氏名 エフビットコミュニケーションズ株式会社  
 代表取締役 吉本 幸男  
 電話番号 075-672-4111

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和5年 12月 5日	第138854-2号
変更事項		変更前	変更後
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社セキゼン 代表取締役 岩崎一雄	同左
	住所又は所在地	香川県高松市末広町7番地21	同左
	事業場の所在地	香川県高松市香西本町742番8	同左
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	太陽光パネル	同左
	種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず	同左
	性状	固形状	同左
	1年当たりの最大搬入量	6t/年	同左
	排出事業場	名称	高知県の各太陽光発電所、広島県の太陽光発電所、兵庫県内の太陽光発電所
所在地		高知県の各太陽光発電所、広島県の太陽光発電所、兵庫県の太陽光発電所	高知県の各太陽光発電所、広島県の太陽光発電所、兵庫県の太陽光発電所、岡山県の太陽光発電所
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		太陽光発電所から排出される太陽光パネル	同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県の各太陽光発電所→主たる通行ルートとして、国道 55 号線、国道 56 号線、高知自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・広島県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 25 号線、県道 374 号線、山陽自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・兵庫県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 31 号線、県道 76 号線、神戸淡路鳴門自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・岡山県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 379 号線、県道 27 号線、県道 79 号線、山陽自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県の各太陽光発電所→主たる通行ルートとして、国道 55 号線、国道 56 号線、高知自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・広島県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 25 号線、県道 374 号線、山陽自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・兵庫県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 31 号線、県道 76 号線、神戸淡路鳴門自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li><li>・岡山県の太陽光発電所→主たる通行ルートとして、県道 379 号線、県道 27 号線、県道 79 号線、山陽自動車道、高松自動車道を通行して→(株)セキゼン 中間処理施設へ搬入する。</li></ul>
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無	有 ・ 無
変更予定年月日	協議結果通知書の交付日から		
変更の理由	排出事業場（岡山県）の追加		
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			

参 考 事 項	
---------	--

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。